

福祉サービス利用援助事業のご案内

こんなことで 困っていませんか？



福祉サービスを利用したいけど
どうすればいいかわからない方。
— 利用申込を手伝ってほしい。 —



お金の受取や支払といった、
やりとりに自信が無い方。
— 日常的な金銭管理をお願いしたい。 —

「通帳」や「はんこ」、大切な書類を
無くしてしまいそうな方。



— 安全に保管してほしい。 —



施設や病院に入所、
入院している場合でも
利用できます。



このような悩みを解決して
みなさまが**あんしん**して**住み慣れた地域**で
自分らしく生活が送れるよう
社会福祉協議会が
お手伝いします。



社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会
佐賀県 権利擁護・あんしんサポートセンター

〒840-0021 佐賀市鬼丸町7-18

☎0952-23-2161

Q

どんな人が利用できるの？

認知症の高齢者、知的障害や精神障害のある方で、日常生活をしていく上で、必要な福祉サービスの利用等について、自分ひとりで判断することに不安な方やお金の管理に困っている方などが利用できます。

※療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症の診断を受けている方に限られるものではありません。

※福祉サービスの利用に必要な金銭管理等を支援する事業なので、原則、福祉サービスの利用が必要です。



Q

どんなサービスが受けられるの？



1 福祉サービスの利用援助サービス

福祉サービスを、
あんしんして利用できるように、
お手伝いします。

- 必要な福祉サービスの利用に関する情報の提供・相談
- 福祉サービスを利用したり、やめたりする手続き
- 福祉サービスの利用料の支払い
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

2 日常的金銭管理サービス

毎日の暮らしに
欠かせないお金の出し入れを
お手伝いします。

- 生活に必要な支払いや預貯金の払戻し、預け入れ、解約の手続き等



3 書類等預かりサービス

大切な書類等を
安全な場所で
お預かりします。

- 預貯金通帳、印鑑、年金証書等をお預かりします。

※宝石、書画、骨董品、貴金属類などはお預かりできません。



Q

サービスの利用に費用はかかりますか？

- ご相談は無料です。
- 実際にサービスを利用する際は料金がかかります。

1回1時間まで1,200円

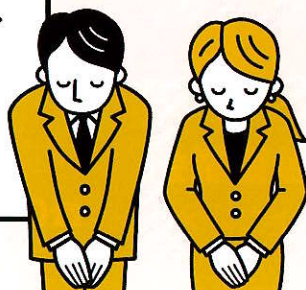
(1時間を超える場合は、30分ごとに600円が加算されます。)

※その他、交通費(実費)をいただきます。

※書類等預かりサービスで、貸金庫を利用する場合は利用料(実費)をいただきます。



ご相談は無料ですので、
お気軽にお近くの
社会福祉協議会へ
ご相談ください。



◎お問い合わせご相談先